

対策につきましては、引き続ききめのかまかい配慮を加えてまいりたいと考えております。また、消費者対策に関連して、最近の消費者物価の上昇は問題のあるところであり、中小企業、流通部門の生産性向上のおくれに基因するところも大きいことから、これら部門の近代化を中心とする対策を一そう促進するとともに、輸入政策の活用などについてまいりたいと考えております。

第三は、経済の急速な拡大に対処するため、経済発展の基礎条件である基礎資源、工業用地、工業用水などの確保をはからねばならない点であります。

まず大型化が予想されるわが国経済にとって、海外依存度のきわめて高い石油、非鉄金属をはじめとする基礎資源の安定的かつ低廉な供給を確保することは、その発展にとって不可欠の要件となっております。このような見地から、わが国企業の手による海外資源の開発を促進することが特に必要とされておりますので、石油開発公社、金属鉱物探鉱促進事業団の業務の拡充等につとめる考えであります。さらに、石油をはじめとする鉱物資源の賦存が有望視されている大陸などの開発を促進するため、所要の立法措置を講ずることとしております。

また、産業立地政策につきましては、工業用水道の建設に対する助成を拡大するとともに、大規模工業基地の計画的開発、農村地域における工業の新規立地の推進など、所要の対策を講じて産業立地の適正化をはかることとしております。

第四は、中小企業、流通部門の近代化についてであります。資本自由化の進展、労働力需給の逼迫、物価の上昇など内外経済情勢の変化に対処するためには、生産性向上の面で立ちおくれしているこれらの分野における近代化、合理化を強力に推進しなければなりません。

現在、中小企業の側におきましても、その近代化、高度化に対する意欲が高まっておりますので、これを助長するため中小企業振興事業団の高度化資金を大幅に拡充するとともに、中小企業関

係政府金融機関の融資規模の拡大をはじめ金融対策を強化するほか、業種別の構造改善対策を引き続き強力に推進することとしております。

また、新たに、下請関係にある中小企業につきまして、親企業の協力を得てその近代化を計画的に進めることにより、自主性の高い下請企業とするため、所要の助成措置を含んだ法律の制定を予定しております。なお、環境変化の影響を特に強く受ける小規模企業に対して、経営改善普及事業の充実など、小規模企業対策の一そうの充実につとめる所存でございます。

流通部門の合理化につきましては、卸総合センター、卸商業団地、大規模ショッピングセンター、商店街の近代化等を引き続き促進するとともに、新たに、流通活動のシステム化を通じて流通機能の高度化と生産性の向上をはかるため、近代的集配送センターの整備に対する助成措置をはじめ、所要の対策を実施することとしております。

第五は、今後のわが国経済の発展にとって、独創的な技術の開発や、新しい産業分野の開拓など、いわば未知なるものへの挑戦が必要とされていることとあります。

このため、まず、技術開発力の強化につきまして、大型プロジェクトに大深度遠隔操作海底石油掘削装置を新テーマとして追加するとともに、工業技術院傘下の試験研究所における特別研究を拡充するなど、施策の強化、充実を行なうこととしております。なお、特許制度につきましては、時代の進展に即応し、出願の処理を迅速化するため、出願の早期公開制度の導入などに関する特許法等の改正につきまして、再度御審議をわすらわれないと考えております。

次に、情報化の進展に対処して情報処理の振興をはかるため、ソフトウェア開発資金の貸し付けにかかる債務保証、汎用プログラムの開発等を行なう情報処理振興事業協会の設立など、情報処理の振興に關し所要の立法措置を講ずるとともに、日本電子計算機株式会社の子産電子計算機レ

ンタル資金の確保、情報処理関連技術の研究開発の推進など施策の強化につとめ、七〇年をわが国における情報化の幕あけの年としたいと考えております。

さらに、新しい産業分野の開拓につきましては、次期民間中型ジェット輸送機の開発助成を行なうほか、海洋開発産業、住宅産業等に対する金融上の助成、関連技術の開発等の振興対策を講ずることとしております。

なお、このほか、ガス事業法の一部を改正する法律案と機械類賦払信用保険法の一部を改正する法律案を提出いたしておりますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

以上申し述べました施策を中心として、昭和四十五年度一般会計予算に九百七十三億円、石炭対策特別会計に八百六十六億円をそれぞれ通商産業省分として計上するとともに、財政投融资計画においても通商産業省関係として一兆一千四百七十四億円を予定しております。

私は、以上の諸施策の実施を通じて、豊かな国民生活の実現とわが国経済の繁栄のため最善を尽くす所存であります。委員各位におかれましては、一そうの御理解と御支援を賜りますようお願い申し上げます。

○八田委員長 次に、佐藤経済企画庁長官から経済総合計画について所信を承ることにいたします。佐藤経済企画庁長官。

○佐藤（一）國務大臣 私、経済企画庁長官を拜命いたしました佐藤でございます。当委員会におきまして、これから皆さまにしばしば御指導をお受けすることにならうと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

つきまして、最近の経済情勢を中心にいたしまして所信を申し上げます。初めに、最近の経済情勢について申し上げます。

わが国経済は、本年三月で通算五十三カ月に及ぶ景気上昇を続けておりますが、この過程におい

て、経済活動が急速に拡大し、また物価の騰勢も顕著となるなど、景気の動向に懸念すべき現象があらわれ、昨年九月、金融調整措置が実施されたのであります。その後の推移を見ますと、金融面には影響があらわれていたものの、実体経済面にはさほどの変化が見られず、また物価の騰勢も依然として根強く続いております。

このような経済の基調を反映して、四十四年度の国民総生産は、実質一・三・二〇程度の伸び、規模にして六十二兆五千五百億円の程度、国際収支は、総合収支で二十億二千億円の黒字が見込まれております。また卸売物価は、前年度比三・二〇程度の上昇、消費者物価は、最近の異常乾燥による野菜の高騰もあって、政府見通しの五・七〇をかなり上回る高い上昇が見込まれ、このまま放置するならば、わが国経済はインフレへの道を歩む危険もなしとしないのであります。

このような内外の諸情勢にかんがみ、今後の経済運営にあたっては、経済政策の適切かつ機動的な運用により総需要を適正に保ち、わが国経済の持続的成長を確保することを基本としつつ、物価の安定に最重点を置いて取り組むとともに、経済の国際化、効率化の一そうの推進、社会開発の積極的展開につとめてまいりたい所存であります。

このような経済運営の基本的態度のもとにおいて、四十五年度の国民総生産は、実質一・一〇程度の伸び、規模にして七十二兆四千四百億円の程度と、四十四年度に對しかなり控え目に見込むとともに、国際収支は、米国景気の鎮静等による世界貿易の伸びの低下にもかかわらず、なお総合収支で十億七千万ドル程度の黒字となるものと考えております。

当面の最重点課題である物価の安定について申し上げます。

さきに述べましたように、最近の物価動向は憂慮すべき情勢にありますので、政府としては、安易な態度を排しつつ、この問題の解決に積極的に取り組んでまいりたい所存であります。

このため、まず総需要の急速な拡大が、物価上

また、水質汚濁の防止については、汚濁源の多様化に対応しつつ、その規制の強化をはかるため、今国会に、公共用水域の水質の保全に関する法律を一部改正する法律案を提出する等、実効ある水質保全行政を推進することとしたしておりま

九条の六)
型式等(第三十九条の七―第三十九条の十四)
第三十九条の十六」

第一節 事業の許可

る。

第四条第一項中「左に掲げる」を「次の」に改め、同項第一号中「氏名及び住所」を「氏名」に改め、同項第二号中「供給区域」の下に「並びに供給地点群（特定ガス発生設備に係るガスの供給地点であつて一の団地内にあるものの総体をいう。以下同じ。）ごとに供給地点及びその数」を加え、同項第三号を次のように改める。

三 ガス工作物に関する次の事項

イ ガス発生設備及びガスホルダーにあつては、これらの設置の場所、種類及び能力別の数

ロ 通商産業省令で定める導管にあつては、その設置の場所及び内径並びに導管内におけるガスの圧力

第四条第二項中「供給区域」の下に「及び供給地点」を加える。

第五条中「左の」を「次の」に改め、同条第一号中「ガス事業」を「一般ガス事業」に、「需用」を「需要」に改め、同条第二号中「ガス事業」を「一般ガス事業」に改め、「供給区域」の下に「又は供給地点」を加え、同条第三号中「ガス事業」を「一般ガス事業」に、「又は一部において」を「若しくは一部において又はその供給地点について」に改め、同条第四号中「ガス事業」を「一般ガス事業」に改め、「経理的基礎」の下に「及び技術的能力」を加え、同条第五号中「ガス事業」を「一般ガス事業」に、「且つ」を「かつ」に改め、同条を同条第七号とし、同条第四号の次に次の二号を加える。

五 その一般ガス事業の計画の実施が確実であること。

六 特定ガス発生設備に係るものにあつては、当該特定ガス発生設備によるガスの供給が円滑に実施される見込みがあり、かつ、その供給地点につき、特定ガス発生設備に代えて、これ以外のガス工作物によりすみやかにガスの供給を行なうべき確実な計画を有するものであること。

第六条第一項中「ガス事業」を「第三条」に改め、同条第二項中「左に掲げる」を「次の」に改め、同項第三号中「供給区域」の下に「並びに供給地点群」に「供給地点及びその数」を加え、同項第四号を次のように改める。

四 ガス工作物に関する次の事項

イ ガス発生設備及びガスホルダーにあつては、これらの設置の場所、種類及び能力別の数

ロ 第四条第一項第三号の通商産業省令で定める導管にあつては、その設置の場所及び内径並びに導管内におけるガスの圧力

第七条の見出し中「設備」を「ガス工作物」に改め、同条第一項中「第三条の許可を受けた者（以下「ガス事業者」という。）を「一般ガス事業者」に、「一年以上三年以内」を「三年以内」に改め、「期間」の下に「（新住宅市街地開発法、昭和三十八年法律第百三十四号）による新住宅市街地開発事業の施行に伴い、前条第二項第四号のガス工作物を設置する場合であつて、その設置に特に長期間を要する」と認められるときは、通商産業大臣が指定する期間」を加え、「前条第二項第四号の設備」を「同号のガス工作物」に改め、同条第二項中「供給区域」の下に「若しくは供給地点」を加え、「設備」を「ガス工作物」に改め、同条第三項中「ガス事業者」を「一般ガス事業者」に改め、同条第四項中「ガス事業者」を「一般ガス事業者」に、「設備」を「ガス工作物」に改める。

第八条の見出しを「（供給区域等の変更）」に改め、同条第一項中「ガス事業者」を「一般ガス事業者」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、同号の事項の変更であつて、通商産業省令で定める軽微なものをしよとするときは、この限りでない。

第八条第三項中「供給区域」の下に「又は供給地点」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 一般ガス事業者は、前項ただし書の通商産業省令で定める変更をしたときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

第九条中「ガス事業者」を「一般ガス事業者」に改める。

第十条の見出し中「譲渡及び譲受」を「譲渡及び譲受け」に改め、同条第一項中「ガス事業」を「一般ガス事業」に、「譲渡及び譲受」を「譲渡及び譲受け」に改め、同条第二項中「ガス事業者」を「一般ガス事業者」に改める。

第十一条第一項中「ガス事業」を「一般ガス事業」に、「譲渡」を「譲渡し」に、「ガス事業者」を「一般ガス事業者」に改め、同条第二項中「ガス事業者」を「一般ガス事業者」に改める。

第十二条の見出し中「ガス事業」を「一般ガス事業」に改め、同条第一項中「ガス事業者」を「一般ガス事業者」に、「ガス事業」を「一般ガス事業」に、「但し」を「ただし」に改め、同条第二項中「ガス事業者」を「一般ガス事業者」に、「ガス事業」を「一般ガス事業」に改める。

第十三条第一項中「ガス事業者」を「一般ガス事業者」に、「ガス事業」を「一般ガス事業」に改め、同条第二項中「ガス事業者」を「一般ガス事業者」に改め、同条第三項中「ガス事業」を「一般ガス事業」に改める。

第十四条の見出しを「（事業の許可の取消し等）」に改め、同条第一項中「ガス事業者」を「一般ガス事業者」に、「設備」を「ガス工作物」に改め、同条第二項中「除外」を除くほか「に、ガス事業者」を「一般ガス事業者」に、「基く」を「基づく」に改め、同条第三項中「取消」を「取消し」に、「ガス事業者」を「一般ガス事業者」に改める。

第十五条第一項中「ガス事業者」を「一般ガス事業者」に、「第八号第三項」を「第八号第四項」に改め、「供給区域」の下に「若しくは供給地点」を加え、同条第二項中「ガス事業者」を「一般ガス事業者」に改め、「供給区域の一部」の下に「又は供給地点」を加え、「ガス事業」を「一般ガス事業」に、「行

つて」を行なつて、「減少する」を「減少し、又はその供給地点を減少する」に改める。

第三章 供給を削り、第十六条の前に次の節名を附する。

第二節 業務

第十六条第一項中「ガス事業者」を「一般ガス事業者」に改め、「供給区域」の下に「又は供給地点」を加え、同条第二項中「ガス事業者」を「一般ガス事業者」に改め、この法律又は他の法律の規定による許可を受け、その許可を受けたところによつてする場合を除き「地域」の下に「又はその供給区域内における供給地点以外の地点」を加え、「需用」を「需要」に改める。

第十七条第一項中「ガス事業者」を「一般ガス事業者」に改め、同条第二項中「左の」を「次の」に改め、同項第三号中「ガス事業者」を「一般ガス事業者」に、「且つ」を「かつ」に改め、同項第四号中「取扱」を「取扱ひ」に改める。

第十八条第一項及び第十九条中「ガス事業者」を「一般ガス事業者」に改める。

第二十条中「ガス事業者」を「一般ガス事業者」に、「但し」を「ただし」に改める。

第二十一条中「ガス事業者」を「一般ガス事業者」に、「政令で定める方法」を「通商産業省令で定めるところ」に、「熱量及び圧力」を「熱量、圧力及び燃焼性（以下「熱量等」という。）」に改める。

第二十二条中「ガス事業者」を「一般ガス事業者」に改め、同条に次の一項を加える。

2 通商産業大臣は、前項の認可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の認可をしてはならない。

一 ガスを供給する一般ガス事業者の一般ガス事業の適確な遂行に支障を及ぼすおそれがないこと。

二 ガスの供給を受ける一般ガス事業者のガスの料金その他の供給条件を適正にするものであること。

第二十三条第一項中「ガス事業者」を「一般ガ

「事業業者」に、「需用」を「需要」に改め、「場合」の下に「及び前条第一項の認可に係る契約により供給する場合」を加え、同条第二項中「左の」を「次の」に改め、同項第一号中「ガス事業」を「一般ガス事業」に改め、同項第二号中「ガス事業者」を「一般ガス事業者」に改め、「行われる」を「行なわれる」に、「行」を「行な」に、「且つ」を「かつ」に改める。

第二十四条第一項中「ガス事業者」を「一般ガス事業者」に、「但し」を「ただし」に改め、同条第二項中「ガス事業者」を「一般ガス事業者」に改める。

第二十五条中「行」を「行な」に、「前条第一項に規定する」を「一般の需要に応じて供給する場合及び前条第一項の認可に係るガスの料金その他の供給条件により供給する」に、「ガス事業者の」を「一般ガス事業者の」に改め、同条次に次の三條を加える。

(ガスの供給計画)

第二十五条の二 一般ガス事業者は、通商産業省令で定めるところにより、毎年度、当該年度以降の通商産業省令で定める期間について、ガスの供給計画を作成し、当該年度の開始前に、通商産業大臣に届け出なければならない。

2 一般ガス事業者は、ガスの供給計画を変更したときは、遅滞なく、変更した事項を通商産業大臣に届け出なければならない。

3 一般ガス事業者は、第一項の規定による届出をしたときは、遅滞なく、ガスの供給計画のうち通商産業省令で定める事項を営業所、事務所その他の事業場において、公衆の見やすい箇所に掲示しておかなければならない。前項の規定による届出をしたときも、同様とする。

4 通商産業大臣は、ガスの供給計画の変更が公共の利益の増進を図るため必要であると認めるときは、一般ガス事業者に対し、そのガスの供給計画を変更すべきことを勧告することができる。

5 通商産業大臣は、一般ガス事業者がそのガスの

の供給計画を実施していないため、公共の利益の増進に支障を生じていると認めるときは、一般ガス事業者に対し、そのガスの供給計画を確実に実施すべきことを勧告することができる。

(業務の方法の改善命令)
第二十五条の三 通商産業大臣は、事故によりガスの供給に支障を生じている場合に一般ガス事業者がその支障を除去するために必要な修理その他の措置をすみやかに行なわなければならないとき、一般ガス事業者が第四十条の二第二項の規定による調査若しくは同条第三項の規定による通知をせず、又はその調査若しくは通知の方法が適当でないとき、その他そのガスの供給の業務の方法が適切でないため、ガスの使用者の利益を阻害していると認めるときは、一般ガス事業者に対し、その供給の業務の方法を改善すべきことを命ずることができる。

(供給区域の調整等の勧告)
第二十五条の四 通商産業大臣は、二以上の一般ガス事業者間において、その供給区域を調整し、又はその事業を一体として経営することが公共の利益の増進を図るため特に必要であり、かつ、適切であると認めるときは、一般ガス事業者に対し、その旨を勧告することができる。

第四章 会計を削り、第二十六条の前に次の節名を附する。
第三節 会計
第二十六条中「ガス事業者」を「一般ガス事業者」に改める。
第二十七条中「ガス事業」を「一般ガス事業」に、「ガス事業者」を「一般ガス事業者」に改め、「対」の下に「一般ガス事業の用に供する固定資産に関する相当の償却につき」を加え、「固定資産について、減価償却を行う」を「これを行なう」に改める。

第五章 保安を削り、第二十八条の前に次の節名、一款及び款名を加える。
第四節 ガス工作物
第一款 工事計画及び検査

(工事計画)

第二十七条の二 一般ガス事業者は、一般ガス事業の用に供するガス工作物の設置又は変更の工事であつて、通商産業省令で定めるものをしよとするときは、その工事の計画について通商産業大臣の認可を受けなければならない。ただし、ガス工作物が滅失し、若しくは損壊した場合又は災害その他非常の場合において、やむを得ない一時的な工事とするときは、この限りでない。

2 一般ガス事業者は、前項の認可を受けた工事の計画を変更しようとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。ただし、その変更が通商産業省令で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

3 通商産業大臣は、前二項の認可の申請に係る工事の計画が次の各号に適合していると認めるときは、前二項の認可をしなければならない。
一 第三条又は第八条第一項の許可を受けたところ（同項ただし書の通商産業省令で定める軽微な変更をしたものを含む）によるものであること。
二 そのガス工作物が第二十八条第一項の通商産業省令で定める技術上の基準に適合しないものではないこと。
三 そのガス工作物がガスの円滑な供給を確保するため技術上適切なものであること。

4 一般ガス事業者は、第一項ただし書の場合には、工事の開始の後、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

5 一般ガス事業者は、第二項ただし書の場合には、その工事の計画を変更した後、遅滞なく、その変更した工事の計画を通商産業大臣に届け出なければならない。ただし、通商産業省令で定める場合は、この限りでない。
第二十七条の三 一般ガス事業者は、通商産業省令で定める場合を除き、一般ガス事業の用に供するガス工作物の設置又は変更の工事であつ

て、前条第一項の通商産業省令で定めるものの以外のものをしようとするときは、工事の開始の日より三十日前までに、その工事の計画を通商産業大臣に届け出なければならない。その工事の計画の変更（通商産業省令で定める軽微なものを除く）をしようとするときも、同様とする。

2 通商産業大臣は、前項の規定による届出があつた工事の計画が前条第三項各号の規定に適合していないと認めるときは、一般ガス事業者に対し、その工事の開始前に限り、その工事の計画を変更し、又は廃止すべきことを命ずることができる。

(使用前検査)

第二十七条の四 第二十七条の二第一項又は第二項の認可を受けて設置又は変更の工事をするガス工作物は、その工事について通商産業省令で定める工事の工程ごとに通商産業大臣が行なう検査を受け、これに合格した後でなければ、これを使用してはならない。ただし、通商産業省令で定める場合は、この限りでない。

2 前項の検査においては、そのガス工作物が次の各号に適合しているときは、合格とする。
一 その工事が第二十七条の二第一項又は第二項の認可を受けた工事の計画（同項ただし書の通商産業省令で定める軽微な変更をしたものを含む）に従つて行なわれたものであること。
二 第二十八条第一項の通商産業省令で定める技術上の基準に適合しないものであること。

第二十七条の五 通商産業大臣は、前条第一項に規定するガス工作物について同項の検査を行なつた場合においてやむを得ない必要があると認めるときは、期間及び使用の方法を定めて、そのガス工作物を仮合格とすることができる。
2 前項の規定により仮合格とされたガス工作物は、前条第一項の規定にかかわらず、前項の規定により定められた期間内は、同項の規定により定められた方法により使用することを妨げな

6

（定期検査）

第二十七条の六 一般ガス事業者は、一般ガス事業の用に供するガス工作物であつて通商産業省令で定めるものについては、通商産業省令で定める時期ごとに、通商産業大臣が行なう検査を受けなければならない。

第二款 保安

第二十八条の見出し中「維持」を「維持等」に改め、同条第一項中「ガス事業者は、」を「一般ガス事業者は、一般ガス事業の用に供する」に、「保安上」を「技術上」に改め、同条第二項中「通商産業大臣は、」の下に「一般ガス事業の用に供する」を、「前項」の下に「通商産業省令で定める」を加え、「保安上」を「技術上」に、「ガス事業者」を「一般ガス事業者」に、「又は移転すべきことを命ずる」を「若しくは移転し、若しくはその使用を一時停止すべきことを命じ、又はその使用を制限する」に改め、同条に次の一項を加える。

3 通商産業大臣は、公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため緊急の必要があると認めるときは、一般ガス事業者に対し、そのガス工作物を移転し、若しくはその使用を一時停止すべきことを命じ、若しくはその使用を制限し、又はそのガス工作物内におけるガスを廃棄すべきことを命ずることができる。

第二十九条中「ガス事業者」を「一般ガス事業者」に改める。

第三十条の前の見出し及び同条を次のように改める。

(保安規程)

第三十条 一般ガス事業者は、一般ガス事業の用に供するガス工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するため、通商産業省令で定めるところにより、保安規程を定め、事業の開始前に、通商産業大臣に届け出なければならない。

2 一般ガス事業者は、保安規程を変更したときは、遅滞なく、変更した事項を通商産業大臣に

は、遅滞なく、変更した事項を通商産業大臣に

届け出なければならぬ。

2 通商産業大臣は、一般ガス事業の用に供するガス工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するため必要があると認めるときは、一般ガス事業者に対し、保安規程を変更すべきことを命ずることができる。

4 一般ガス事業者及びその従業者は、保安規程を守らなければならない。

第三十條を削り、第三十二條第一項中「ガス事業者は、事業場（通商産業省令で定める範囲のものに限る。）ごとに、通商産業省令で定める区分に従い」を「一般ガス事業者は、通商産業省令で定めるところにより」に、「ガスの製造及び供給の作業に關して」を「一般ガス事業の用に供するガス工作物の工事、維持及び運用に關する」に改め、同条第二項中「ガス事業者」を「一般ガス事業者」に改め、同条を第三十一條とする。

第三十三條第一項中「及び乙種ガス主任技術者免狀」を、「乙種ガス主任技術者免狀及び丙種ガス主任技術者免狀」に改め、同條第二項中「ガスの製造及び供給の作業」を「ガス工作物の工事、維持及び運用」に改め、同條第三項中「左の」を「次の」に改め、同項第一号中「ガスの製造及び供給の作業に關する」を「実務の」に改め、同項第二号中「十五年以上ガスの製造及び供給の作業に従事した者であつて、」を削り、「もの」を「者」に改め、同條第四項中「左の」を「次の」に、「行わない」を「行なわない」に改め、同項第二号中「又はこの法律に基く命令の規定を」若しくは「この法律に基づく命令又はこれらに基づく処分」に、「終り」を「終わり」に改め、同條を第三十二條とする。

第三十四條中「又はこの法律に基づく命令の規定」を「若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分」に改め、同条を第三十三条とする。

第三十五條第一項中「ガスの製造及び供給の作業の」を「ガス工作物の工事、維持及び運用に關する」に、「行ふ」を「行なう」に改め、同条第二項中「行ふ」を「行なう」に改め、同条を第三十四條とす。

中「行ふ」を「行なう」に改め、同条を第三十四条と

する。

第三十五条の第二項中「ガスの製造及び供給の作業の」を「ガス工作物の工事、維持及び運用に関する」に改め、同条を第三十五条とする。

第三十六條第一項中「行わなければ」を「行なわなければ」に改め、同条第二項中「ガスの製造又は供給の作業」を「一般ガス事業の用に供するガス工作物の工事、維持又は運用」に改める。

第三十七条中「基く」を「基づく」に、「行なせる」を「行なわせる」に、「ガスの製造及び供給の作業の」を「一般ガス事業の用に供するガス工作物の工事、維持及び運用に関する」に、「ガス事業者」を「一般ガス事業者」に改め、同条の次に次の一章及び章名を加える。

第三章 簡易ガス事業

業の許可

第三十七条の二 簡易ガス事業を営もうとする者は、供給地点群ごとに、通商産業局長の許可を受けなければならない。

可の申請

第三十七条の三 前条の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を通商産業局長に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名

二 供給地点及びその数
三 ガス工作物のうち特定ガス発生設備及び通

商産業省令で定めるその附属設備(以下「特定ガス工作物」という)の位置、構造及び能力別の数

2 前項の申請書には、供給地点の図面その他通商産業省令で定める書類を添附しなければならぬ。

司の基準)

第三十七条の四 通商産業局長は、第三十七条の二の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同条の許可をしてはならない。

一 その簡易ガス事業の開始が一般の需要に適

二 その簡易ガス事業の特定ガス発生設備の能力がその供給地点におけるガスの需要に応ずることができものであること。

三 その供給地点が一般ガス事業者の供給区域にあるものにあつては、その簡易ガス事業の開始によつてその一般ガス事業者の事業の遂行に支障を及ぼすおそれがある地域についてその一般ガス事業者の適切かつ確実なガスの供給計画がある場合には、その簡易ガス事業の開始により、当該地域におけるガスの使用者の当該供給計画の実施によつて受けるべき利益が阻害されないこと。

四 その簡易ガス事業の開始によつてその供給地点についてガス工作物が著しく過剰とならないこと。

五 その簡易ガス事業を適確に遂行するに足りる經理的基礎及び技術的能力があること。

六 その簡易ガス事業の特定ガス工作物が第三十七条の七第一項において準用する第二十八条第一項の通商産業省令で定める技術上の基準に適合しないものでないこと。

七 その簡易ガス事業の計画の実施が確實であること。

入 その簡易ガス事業の開始が公益上必要であり、かつ、適切であること。

通商産業局長は、第三十七条の二の規定による処分であつて一般ガス事業者の供給区域に係るものをする場合は、前項第三号又は第四号の

規定の適

ガスの事業調整協議会の意見をきかなければなら
ない。

(許可証)

三十七条の五 通商産業局長は、簡易ガス事業
の許可をしたときは、許可証を交付する。

2 許可証には、次の事項を記載しなければならない。
一 許可の年月日及び許可の番号
二 氏名又は名称及び住所
三 供給地点及びその数
四 特定ガス工作物の位置、構造及び能力別の数

(供給義務)
第三十七条の六 簡易ガス事業者は、正当な事由がなければ、何人に対しても、その供給地点におけるガスの供給を拒んではならない。
2 簡易ガス事業者は、この法律又は他の法律の規定による許可を受け、その許可を受けたところによつてする場合を除き、その供給地点以外の地点において、一般の需要に応じ導管によりガスを供給してはならない。
(準用)
第三十七条の七 第七條から第十一條まで、第十三條から第十五條まで、第十七條から第二十一條まで、第二十五條の三、第二十六條、第二十八條、第三十一條及び第三十七條の規定は、簡易ガス事業者に準用する。この場合において、これらの規定中「通商産業大臣」とあるのは「通商産業局長」と、第八條第三項及び第十條第三項中「第五條」とあるのは「第三十七條の四」と読み替へるものとする。

2 第二十七條の四の規定は、簡易ガス事業の用に供する特定ガス工作物に準用する。この場合において、同条第一項中「通商産業大臣」とあるのは「通商産業局長」と、同条第二項第一号中「第二十七條の二第一項又は第二項の認可を受けた工事の計画（同項ただし書の通商産業省令で定める軽微な変更をしたものを含む。）」とあるのは「第三十七條の二又は第三十七條の七第一項において準用する第八條第一項の許可を受けたところ（第三十七條の七第一項において準用する第八條第一項ただし書の通商産業省令で定める軽微な変更をしたものを含む。）」と読み替へるものとする。

3 第三十條及び第三十六條第二項の規定は、簡易ガス事業者に準用する。この場合において、第三十條中「通商産業大臣」とあるのは、「通商産業局長」と読み替へるものとする。
第四章 ガス事業以外のガスの供給等の事業
第三十八條を次のように改める。
(準用)
第三十八條 第二十七條の三、第二十八條第一項及び第二項、第三十一條、第三十六條第二項並びに第三十七條の規定は、政令で定めるところにより、ガスを供給する事業（ガス事業を除く。）又は自ら製造したガスを使用する事業（これらの事業について鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）、高圧ガス取締法（昭和二十六年法律第二百四号）又は液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四十九号）以下「液化石油ガス法」という。）の適用を受ける場合にあつては、これらの法律の適用を受ける範囲に属するものを除く。）を行なう者（以下「準用事業者」という。）に準用する。この場合において、第二十七條の三第一項中「前条第一項の通商産業省令で定めるものの以外のものである」とあるのは「通商産業省令で定めるもの」と、同条第二項中「前条第三項各号」とあるのは「第二十七條の二第三項第二号」と読み替へるものとする。
第三十九條の見出し中「ガス事業者以外の者」の「を」を削り、同条中「ガス事業者以外の者であつて、ガスを供給する事業を行なうもの又は自ら製造したガスを使用する事業を行なう者」を「準用事業者」に改め、同条の次に次の一章を加える。

第五章 ガス用品
第一節 検定等
(定義)
第三十九條の二 この法律において「ガス用品」とは、主として一般消費者等（液化石油ガス法

第二條第二項に規定する一般消費者等をいう。）がガスを消費する場合に用いられる機械、器具又は材料（同条第四條に規定する機械、器具又は材料を除く。）であつて、政令で定めるものをいう。
(検定等)
第三十九條の三 ガス用品の販売の事業を行なう者は、通商産業大臣又は通商産業大臣が指定した者（以下「指定検定機関」という。）が行なう検定を受け、これに合格したものととして第三十九條の五の規定により表示が附されているもの又は第三十九條の十二の規定により表示が附されているものでなければ、ガス用品を販売し、又は販売の目的で陳列してはならない。ただし、輸出用その他特定の用途に供するガス用品を販売し、若しくは販売の目的で陳列する場合において通商産業大臣の承認を受けたとき、又は第三十九條の十一第一項ただし書の承認に係るガス用品を販売し、若しくは販売の目的で陳列する場合は、この限りでない。
(検定の申請)
第三十九條の四 ガス用品について前条の検定（以下単に「検定」という。）を受けようとする者は、通商産業省令で定めるところにより、通商産業大臣又は指定検定機関に申請書を提出しなければならない。
(合格及び表示)
第三十九條の五 通商産業大臣又は指定検定機関は、前条の申請に係るガス用品について通商産業省令で定める方法により検定を行ない、これが通商産業省令で定める技術上の基準に適合しているときは検定に合格したものととし、これに通商産業省令で定めるところにより表示を附さなければならない。

(表示の制限)
第三十九條の六 何人も、前条又は第三十九條の十二の規定により表示を附する場合を除くほか、ガス用品にこれらの表示又はこれらと紛ら

わしい表示を附してはならない。
第二節 製造事業者の登録及びガス用品の型式等
(登録)
第三十九條の七 ガス用品の製造の事業を行なう者は、通商産業省令で定めるガス用品の製造の事業の区分に従い、通商産業大臣の登録を受けることができる。
(ガス用品の型式の承認)
第三十九條の八 前条の登録を受けた者（以下「登録製造事業者」という。）は、製造しようとするガス用品の型式について、通商産業省令で定める型式の区分に従い、通商産業大臣の承認を受けることができる。
2 通商産業大臣は、前項の承認をしたときは、その旨を官報に公示しなければならない。
(指定検定機関の試験)
第三十九條の九 登録製造事業者は、通商産業省令で定める型式のガス用品については、指定検定機関が行なう試験を受けることができる。
(承認の有効期間)
第三十九條の十 第三十九條の八第一項の承認は、三年以上七年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければならない。その期間の経過によつて、その効力を失う。
2 前項の承認の更新の申請に関し必要な手続的事項は、通商産業省令で定める。
(基準適合義務等)
第三十九條の十一 第三十九條の八第一項の承認を受けた登録製造事業者が当該承認に係る型式のガス用品を製造する場合においては、第三十九條の五の通商産業省令で定める技術上の基準に適合するようにならなければならない。ただし、輸出用その他特定の用途に供するガス用品を製造する場合において通商産業大臣の承認を受けたとき、又は試験用に製造する場合は、この限りでない。

2 前項の登録製造事業者は、通商産業省令で定

めるところにより、その製造に係る同項のガス用品（同項ただし書の規定の適用を受けて製造されるものを除く。）について検査を行ない、その検査記録を作成し、これを保存しなければならない。

（表示）

第三十九条の十二 第三十九条の八第一項の承認を受けた登録製造事業者は、当該承認に係る型式のガス用品を製造したときは、通商産業省令で定めるところにより、これに表示を附することが出来る。

（表示の禁止）

第三十九条の十三 通商産業大臣は、第三十九条の八第一項の承認を受けた登録製造事業者が製造したガス用品であつて、当該承認に係るもの（第三十九条の十一第一項ただし書の適用を受けて製造されたものを除く。）が第三十九条の五の通商産業省令で定める技術上の基準に適合していない場合において、災害の発生を防止するため特に必要があると認めるときは、当該登録製造事業者に対し、一年以内の期間を定めて前条の規定による表示を附することを禁止することが出来る。

（準用等）

第三十九条の十四 液化石油ガス法第四十三條第二項及び第三項、第四十四條から第四十七條まで、第五十三條、第五十五條並びに第五十七條の規定は、ガス用品の製造事業者の登録に準用する。この場合において、同法第四十三條第二項中「前項」とあり、同法第四十四條中「前条第一項」とあり、同法第四十五條及び第四十七條第一項中「第四十三條第一項」とあるのは「ガス事業法第三十九條の七」と、同法第四十四條第一号中「この法律」とあるのは「ガス事業法」と読み替へるものとする。

2 液化石油ガス法第四十八條から第五十二條まで、第五十四條、第五十六條、第六十條第二項及び第三項並びに第六十五條の規定は、登録製造

造事業者に準用する。この場合において、同法第四十八條第一項及び第五十四條第四号中「第四十三條第一項」とあるのは「ガス事業法第三十九條の七」と、同条第一号中「第三十九條」とあるのは「ガス事業法第三十九條の三」と、「第四十二條」とあるのは「ガス事業法第三十九條の六」と、同条第三号中「第六十四條」とあるのは「ガス事業法第三十九條の十三」と、同法第六十條第二項中「前項」とあり、同条第三項中「第一項」とあるのは「ガス事業法第三十九條の九」と、同項中「第四十一條」とあるのは「ガス事業法第三十九條の五」と、同法第六十五條第二号中「第六十二條第一項」とあるのは「ガス事業法第三十九條の十一第一項」と読み替へるものとする。

3

液化石油ガス法第五十八條第二項及び第三項、第五十九條、第六十六條並びに第六十七條の規定は、ガス用品の型式の承認に準用する。この場合において、同法第五十八條第二項中「前項」とあり、同条第三項中「第一項」とあり、同法第五十九條中「前条第一項」とあり、同法第六十六條及び第六十七條中「第五十八條第一項」とあるのは「ガス事業法第三十九條の八第一項」と、同法第五十八條第三項中「第六十條第一項」とあり、同法第五十九條中「次条第一項」とあるのは「ガス事業法第三十九條の九」と、同条第一号中「第四十一條」とあるのは「ガス事業法第三十九條の五」と、同条第二号中「第四十三條第一項」とあるのは「ガス事業法第三十九條の七」と、同法第六十七條第一号中「第六十二條第二項」とあるのは「ガス事業法第三十九條の十一第二項」と、同条第二号中「第六十四條」とあるのは「ガス事業法第三十九條の十三」と、同条第三号中「第八十四條第一項」とあるのは「ガス事業法第四十條第一項」と読み替へるものとする。

4 通商産業大臣は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一 前項において準用する液化石油ガス法第六十六條の規定により承認が効力を失つたことを確認したとき。

二 前項において準用する液化石油ガス法第六十七條の規定により承認を取り消したとき。

第三節 指定検定機関

（指定）

第三十九條の十五 第三十九條の三の指定は、通商産業省令で定める区分ごとに、検定及び第三十九條の九の試験（以下「検定等」という。）を行なうとする者の申請により行なう。

2 通商産業大臣は、第三十九條の三の指定をしたときは、その旨を官報に公示しなければならない。

（準用等）

第三十九條の十六 液化石油ガス法第六十九條から第七十五條まで、第七十九條、第八十條及び第八十一條第二項の規定は、指定検定機関に準用する。この場合において、同法第六十九條、第七十條及び第八十條第六号中「第三十九條」とあるのは「ガス事業法第三十九條の三」と、同法第六十九條第一号中「この法律」とあるのは「ガス事業法」と読み替へるものとする。

2 液化石油ガス法第七十六條から第七十八條までの規定は、指定検定機関の役員又は職員に準用する。この場合において、同法第七十七條中「この法律」とあるのは「ガス事業法」と読み替へるものとする。

3

通商産業大臣は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一 第一項において準用する液化石油ガス法第七十二條の規定による届出があつたとき。

二 第一項において準用する液化石油ガス法第七十四條の許可をしたとき。

三 第一項において準用する液化石油ガス法第八十條の規定により指定を取り消し、又は検定等の業務の停止を命じたとき。

第四十條第一項中「又は認可」を「認可又は

承認」に改め、同条第二項中「若しくは認可」を「認可若しくは承認」に、「且つ、当該ガス事業者その他の者」を「かつ、当該許可、認可又は承認を受ける者」に改め、同条の次に次の四條を加える。

（消費機器に関する周知及び調査）

第四十條の二 ガス事業者は、ガスを消費する場合に用いられる機械又は器具（以下「消費機器」という。）を使用する者に対し、ガスの使用に伴う危険の発生防止に關し必要な事項であつて通商産業省令で定めるものを周知させなければならない。

2 ガス事業者は、通商産業省令で定めるところにより、その供給するガスに係る消費機器が通商産業省令で定める技術上の基準に適合しているかどうかを調査しなければならない。ただし、その消費機器を設置し、又は使用する場所に立ち入ることにつき、その所有者又は占有者の承諾を得ることができないときは、この限りでない。

3 ガス事業者は、前項の規定による調査の結果、消費機器が同項の通商産業省令で定める技術上の基準に適合していないと認めるときは、遅滞なく、その技術上の基準に適合するようにするためにとるべき措置及びその措置をとらなかつた場合に生ずべき結果をその所有者又は占有者に通知しなければならない。

4 ガス事業者は、その供給するガスによる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その供給するガスの使用者からその事実を通知され、これに対する措置をとることを求められたときは、すみやかにその措置をとらなければならない。自らその事実を知つたときも、同様とする。

5 ガス事業者は、通商産業省令で定めるところにより、帳簿を備え、第二項の規定による調査及び第三項の規定による通知に關する業務に關し通商産業省令で定める事項を記載し、これを

保存しなければならない。

(基準適合命令)

第四十条の三 通商産業大臣は、消費機器が前条第二項の通商産業省令で定める技術上の基準に適合していないと認めるときは、その所有者又は占有者に対し、その技術上の基準に適合するように消費機器を修理し、改造し、又は移転すべきことを命ずることができる。

(地方ガス事業調整協議会)

第四十条の四 通商産業局に、地方ガス事業調整協議会を置く。

2 地方ガス事業調整協議会(以下「協議会」という)は、この法律によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、通商産業局長の諮問に応じてガス事業の開始に係る紛争の処理その他のガス事業者の事業活動の調整に関する重要事項を調査審議し、及びこれに関し必要と

認める事項を通商産業局長に建議する。

第四十条の五 協議会は、委員七人以内で組織する。

2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、協議会に臨時委員を置くことができる。

3 委員及び臨時委員は、学識経験のある者のうちから、通商産業局長が任命する。

4 委員の任期は、二年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

6 この法律に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、通商産業省令で定める。

第四十一条中「左の」を「次の」に改め、同条の表を次のように改める。

手数料を納付しなければならない者	金額
一 第二十七条の四第一項の検査を受けようとする者	七万円
二 第二十七条の六の検査を受けようとする者	七千円
三 国家試験を受けようとする者	八百円
四 ガス主任技術者免状の交付を受けようとする者	三百円
五 ガス主任技術者免状の再交付を受けようとする者	二百円
六 第三十二条第三項第二号の規定による認定を受けようとする者	八百円
七 第三十七条の七第二項において準用する第二十七条の四第一項の検査を受けようとする者	二万円
八 第三十九条の七の登録を受けようとする者	六千円
九 第三十九条の八第一項の承認又は第三十九条の十第一項の承認の更新を受けようとする者(指定検定機関が行なう試験に合格したガス用品の型式について、これらの承認又は承認の更新を受けようとする者を除く。)	十万円
十 指定検定機関が行なう試験を受けようとする者	十万円
十一 第三十九条の十四第二項において準用する液化石油ガス法第五十条の規定による登録証の訂正又は第三十九条の十四第二項において準用する液化石油ガス法第五十二条の規定による登録証の再交付を受けようとする者	五百円
十二 第三十九条の十四第一項において準用する液化石油ガス法第五十七条の規定による登録簿の謄本の交付を請求しようとする者	百円
十三 第三十九条の十四第一項において準用する液化石油ガス法第五十七条の規定による登録簿の閲覧を請求しようとする者	五十円

第四十一条に次の一項を加える。

2 ガス用品について検定を受けようとする者は、政令で定めるところにより、手数料を納付しなければならない。

第四十五条の次に次の二条を加える。

(ガス工作物検査官)

第四十五条の二 通商産業省に、ガス工作物検査官を置く。

2 ガス工作物検査官は、第二十七条の四(第三十七条の七第二項において準用する場合を含む。)(又は第二十七条の六の検査に関する事務に従事する。

3 ガス工作物検査官の資格に関し必要な事項は、政令で定める。

(監査)

第四十五条の三 通商産業大臣は、毎年、一般ガス事業者の事業の監査をしなければならない。

第四十六条中「通商産業大臣」の下に「又は通商産業局長」を加え、「ガスを供給する事業又は自ら製造したガスを使用する事業を行う者」を「ガス事業者、準用事業者又はガス用品の製造若しくは販売の事業を行なう者」に改め、同条に次の一項を加える。

2 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、指定検定機関に対し、その事業に関し報告をさせることができる。

第四十七条第一項中「通商産業大臣」の下に「又は通商産業局長」を加え、「ガスを供給する事業又は自ら製造したガスを使用する事業を行う者」を「ガス事業者、準用事業者又はガス用品の製造若しくは販売の事業を行なう者」に改め、同条第三項中「第一項」を「第一項又は第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、指定検定機関の事務所又は事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

第四十七条の次に次の二条を加える。

(高圧ガス取締法の適用除外)

第四十七条の二 高圧ガス取締法中高圧ガスの製造又は販売の事業及び高圧ガスの製造又は販売のための施設に関する規定は、ガス事業及びガス工作物については、適用しない。

(通報等)

第四十七条の三 通商産業局長は、第三十七条の二の許可若しくは第三十七条の七第一項において準用する第三十二条第一項の許可をし、又は第三十七条の七第一項において準用する第十四条第一項若しくは第二項の規定による許可の取消しをしたときは、その旨を消防庁長官に通報しなければならない。

2 通商産業大臣は、第三十七条の七第一項において準用する第二十八条第一項の通商産業省令の制定又は改廃をしようとするときは、消防庁長官の意見をきかなければならない。

第四十八条中「第十七条第一項又は」を「第三十九条、第十七条第一項若しくは」に改め、「処分をしようとするとき」の下に「、又は第三十九条の二の政令の制定若しくは改廃の立案をしようとするとき」を加える。

第四十九条第一項中「通商産業大臣」の下に「又は通商産業局長」を加え、「第二項又は」を「第二項、」に、「の規定」を「第三十九条の十三、第三十九条の十四第二項において準用する液化石油ガス法第五十四条、第三十九条の十四第三項において準用する同法第六十七條若しくは第三十九条の十六第一項において準用する同法第八十条又は第三十七条の七第一項において準用する第十四条第一項若しくは第二項若しくは第十五条第一項若しくは第二項の規定」に、「行なわなければならない」に改め、同条の次に次の一項を加える。

(指定検定機関の処分についての審査請求)

第四十九条の二 第三十九条の五の規定による指

定検定機関の処分不服がある者は、通商産業大臣に対して行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による審査請求をすることができ。

第五十條の見出し中「異議申立て」を「不服申立て」に改め、同条中「異議申立て」を「審査請求又は異議申立て」に、「決定」を「裁決又は決定」に、「前条」を「第四十九條」に改める。

第五十一條中「通商産業大臣」の下に「又は通商産業局長」を加え、同条の次に次の一條を加える。

（経過措置）

第五十一條の二 この法律の規定に基づき政令又は通商産業省令を制定し、又は改廃する場合においては、それぞれ、政令又は通商産業省令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置を定めることができる。

第五十二條第二項を削る。

第五十五條中「第三條」の下に「又は第三十七條の二」を加える。

第五十六條中「左の」を「次の」に改め、同条第一号中「第十三條第一項」の下に「（第三十七條の七第一項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第二号中「第十六條第一項」の下に「又は第三十七條の六第一項」を加え、同条第三号中「第十六條第二項」の下に「又は第三十七條の六第二項」を加え、同条の次に次の一條を加える。

第五十六條の二 第三十九條の十六第一項において準用する液化石油ガス法第八十條の規定による業務の停止の命令に違反した場合には、その違反行為をした指定検定機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第五十七條中「左の」を「次の」に改め、同条第一号を次のように改める。

一 第八條第一項（第三十七條の七第一項にお

いて準用する場合を含む。）の規定に違反してガス工作物を変更した者

第五十七條第二号中「ガス事業」を「一般ガス事業」に改め、同条第三号中「第二十條」の下に「（第三十七條の七第一項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第四号中「第二十二條」を「第二十二條第一項」に改め、同条第七号中「第三十二條第一項」を「第三十一條第一項」に、「第三十八條」を「第三十七條の七第一項」に、「第三十八條」を「第三十七條の七第一項」に改め、同条第十号とし、同条第六号の次に次の三號を加える。

七 第二十五條の三（第三十七條の七第一項において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者

八 第二十七條の二第二項の規定に違反してガス工作物の設置又は変更の工事をした者

九 第二十八條第三項（第三十七條の七第一項において準用する場合を含む。）の規定による命令又は処分違反した者

第五十八條中「左の」を「次の」に改め、同条第一号中「第二十一條」の下に「（第三十七條の七第一項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第三号を削り、同条第二号中「第三十八條」を「第三十七條の七第一項」に改め、同条第三十八條に改め、「命令」の下に「又は処分」を加え、同条を同条第四号とし、同条第一号の次に次の二號を加える。

二 第二十七條の三第二項（第三十八條の規定により準用する場合を含む。）の規定による命令に違反してガス工作物の設置又は変更の工事をした者

三 第二十七條の四第一項（第三十七條の七第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反してガス工作物を使用した者

第五十八條の二 第三十九條の三の規定に違反してガス用品を販売し、又は販売の目的で陳列した者は、五万円以下の罰金に処する。

第五十九條中「左の」を「次の」に改め、同条第一号中「第八條第三項」を「第八條第四項（第三十七條の七第一項において準用する場合を含む。）及び第三十七條の七第一項」に、「第三十二條第二項」を「（第三十七條の七第二項において準用する場合を含む。）」第二十五條の二第二項若しくは第二項、第二十七條の二第四項若しくは第五項、第三十條第二項若しくは第二項（第三十七條の七第三項において準用する場合を含む。）、「第三十一條第二項」に、「第三十八條」を「第三十七條の七第一項」に改め、同条第二号中「第十九條」の下に「（第三十七條の七第一項において準用する場合を含む。）」又は第二十五條の二第三項を加え、同条第四号を次のように改める。

四 第二十七條の三第二項（第三十八條の規定により準用する場合を含む。）の規定に違反してガス工作物の設置又は変更の工事をした者

第五十九條中第七号を削り、第六号を第十一号とし、同条の次に次の四號を加える。

七 第三十九條の六の規定に違反して表示を附した者

八 第三十九條の十一第二項の規定に違反して検査を行なわず、検査記録を作成せず、虚偽の検査記録を作成し、又は検査記録を保存しなかつた者

九 第三十九條の十三の規定による禁止に違反した者

十 第四十條の二第五項の規定に違反して同項に規定する事項の記載をせず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者

第五十九條第五号中「第三十七條」を「第三十條第三項（第三十七條の七第三項において準用する場合を含む。）」第三十七條に、「第三十八條」を「第三十七條の七第一項」に改め、同条第三十八條に、「第三十七條の七第一項」を「又は第四十條の三の規定による」に改め、同条を同条第六号とし、同条の次に次の一號を加える。

五 第二十七條の六又は第四十七條第一項若しくは第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第五十九條の次に次の一條を加える。

第五十九條の二 次の各号の一に掲げる違反があつた場合には、その違反行為をした指定検定機関の役員又は職員は、一万円以下の罰金に処する。

一 第三十九條の十六第一項において準用する液化石油ガス法第七十四條の許可を受けずに検定等の業務の全部を廃止したとき。

二 第三十九條の十六第一項において準用する液化石油ガス法第八十一條第二項の規定に違反して同項に規定する事項の記載をせず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

第六十一條中「左の」を「次の」に改め、同条第一号中「第九條」を「第八條第二項若しくは第九條（これらの規定を第三十七條の七第一項において準用する場合を含む。）」又は第三十九條の十四第二項において準用する液化石油ガス法第四十八條第二項、第四十九條若しくは第五十一條に改め、同条第二号中「第二十六條」の下に「（第三十七條の七第一項において準用する場合を含む。）」を加え、同条に次の一號を加える。

四 第三十九條の十四第二項において準用する液化石油ガス法第五十六條の規定に違反して登録証を返納しなかつた者

附則

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（経過規定）
第二条 この法律の施行の際現に高圧ガス取締法第五條第一項又は第六條の許可を受けて改正後の第二條第三項に規定する簡易ガス事業に相当する事業を営んでいる者は、この法律の施行の

日から六十日間（次項の規定による届出をしたときは、その届出をした時までの間）は、改正後の第八条第一項又は第三十七条の二の許可を受けないで、従前の例によりその事業を営むことができる。

2 前項に規定する者は、同項に規定する期間内に、通商産業省令で定めるところにより、改正後の第三十七条の第三項各号の事項その他の通商産業省令で定める事項を通商産業大臣又は通商産業局長に届け出たときは、当該簡易ガス事業に相当する事業を営むことについて、それぞれ改正後の第八条第一項又は第三十七条の二の許可を受けたものとみなす。

3 改正後の第二十条（改正後の第三十七条の七第一項において準用する場合を含む。）の規定は、前項の規定により許可を受けたものとみなされた者については、同項の規定による届出をした日から六十日間は、適用しない。

第三条 この法律の施行の際現に改正後の第二条第一項に規定する一般ガス事業に相当する事業を営んでいる者に関する改正後の第二十五条の二第一項の規定の適用については、同項中「当該年度の開始前に」とあるのは、「ガス事業法の一部を改正する法律（昭和四十五年法律第号）の施行後遅滞なく」とする。

第四条 この法律の施行の日から三十日以内に改正後の第二条第一項に規定する一般ガス事業の用に供するガス工作物の設置又は変更の工事をしてしようとする者に関する改正後の第二十七条の三第一項の規定の適用については、同項中「工事の開始の日」の三十日前までに」とあるのは、「あらかじめ」とする。

第五条 改正後の第二条第一項に規定する一般ガス事業の用に供するガス工作物であつて、この法律の施行の際現にその設置又は変更の工事をしていないものに関する改正後の第二十七条の四の規定の適用については、同条第二項第一号中「第二十七条の二第一項又は第二項の認可を受

けた工事の計画（同項ただし書の通商産業省令で定める軽微な変更をしたものを除く。）とあるのは、「ガス事業法の一部を改正する法律（昭和四十五年法律第号）による改正前の第三条又は第八条第一項の許可に係るガス工作物の設置又は変更の工事にあつては同法による改正前の第三条又は第八条第一項の許可、同法による改正後の同項の許可に係るものにあつては同法による改正後の同項の許可を受けたところ」とする。

第六条 この法律の施行の際現に改正後の第二条第五項に規定するガス事業に相当する事業を営んでいる者に関する改正後の第三十条第一項（改正後の第三十七条の七第三項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、第三十条第一項中「事業の開始前に」とあるのは、「ガス事業法の一部を改正する法律（昭和四十五年法律第号）の施行後（同法附則第二条第二項の規定により第三十七条の二の許可を受けたものとみなされた者にあつては、同法附則第二条第二項の規定による届出をした日後）遅滞なく」とする。

第七条 附則第二条第一項に規定する者が同条第二項の規定による届出をした際現にその者によつて従前の例により高圧ガス取締法第二十八条第二項の規定による販売主任者として選任されている者は、この法律の施行の日から九月間、改正後の第三十一条第一項の規定によりガス主任技術者として選任されたものとみなす。（罰則の適用）

第八条 この法律の施行前にした行為及び附則第二条第一項の規定により従前の例によることとされる改正後の第二条第三項に規定する簡易ガス事業に相当する事業に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の一部改正等）

第九条 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「容器内」の下に「又はその容器に附属する気化装置内」を加え、同条第三項を次のように改める。

3 この法律において「液化石油ガス販売事業」とは、液化石油ガスを一般消費者等に販売する事業（ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第五項のガス事業及び同法第二十三条の許可を受けて行なう事業を除く。）をいう。

第十三条中「液化石油ガス販売事業者は」の下に「、その販売の方法が政令で定める供給設備を用いるものである場合を除き」を加える。

第十四条第三号中「液化石油ガス」の上に「前条に規定する供給設備又は」を加える。

2 この法律の施行の際現に前項の規定による改正後の液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下「液化石油ガス法」という。）第二条第三項に規定する液化石油ガス販売事業に相当する事業につき高圧ガス取締法第五条第一項又は第六条の許可を受けている者については、液化石油ガス法附則第二条の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「第三条第一項」とあり、同条第二項中「同条第一項」とあるのは、「第三条第一項又は第八条第一項」と読み替えるものとする。

3 液化石油ガス法第十一条の規定は、前項において準用する同法附則第二条第二項の規定により許可を受けたものとみなされた者が当該許可に係る事業を行なう場合には、この法律の施行の日から一年間は、適用しない。

4 第二項において準用する液化石油ガス法附則第二条第一項の規定により従前の例によることとされる改正後の同法第二条第三項に規定する液化石油ガス販売事業に相当する事業に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（地方税法の一部改正）

第十条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第三百四十八条第二項第六号の三中「第六号」の下に「、ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第三条若しくは第三十七条の二」を加える。

第三百四十九条の三第三項中「（昭和二十九年法律第五十一号）」を削り、「ガス事業」を「一般ガス事業」に改める。

（租税特別措置法の一部改正）

第十一条 租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第四十三条第一項の表法人の欄中「ガス事業」を「一般ガス事業」に改める。

（法人税法の一部改正）

第十二条 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

第四十五条第一項第二号中「第二条第一項」を「第二条第五項」に改める。

（登録免許税法の一部改正）

第十三条 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一第三十四号を次のように改める。

三十四 ガス事業の許可又はガスの供給区域若しくは供給地点の変更の許可

- (一) ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)第三十三条(事業の許可)の一般ガス事業の許可又は同法第八條第一項(供給区域の変更)の供給区域の増加に係る変更の許可(これらの許可を受けている供給区域の属する市町村内における供給区域の増加に係るものを除く。)
- (二) ガス事業法第八條第一項の供給地点の変更の許可(供給地点の増加に係るものを除く。)
- (三) 又は同法第三十七條の二(事業の許可)の簡易ガス事業の許可

許可件数	一件につき	三万円
許可件数	一件につき	五千元

(大気汚染防止法の一部改正)

第十四条 大気汚染防止法(昭和四十三年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第二十七條中「第二條第二項」を「第二條第七項」に改める。

(騒音規制法の一部改正)

第十五条 騒音規制法(昭和四十三年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。

第二十一條中「第二條第二項」を「第二條第七項」に改める。

(通商産業省設置法の一部改正)

第十六条 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

第十六條第四号及び第二十七條第十四号中「電気用品」の下に「ガス用品」を加える。

第三十條の次に次の一條を加える。

第三十條の二 通商産業局に、附属機関として、地方ガス事業調整協議会を置く。

2 地方ガス事業調整協議会については、ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)の規定るところによる。

理由

ガスの普及が著しい現状にかんがみ、ガスの使用者の利益の増進とガスによる災害の防止とを図るため、一般ガス事業及びそのガス工作物に関する規制を実情に即して強化し、ガス用品の製造及び販売を規制し、並びに一般消費者等に対する液

化石油ガスの導管による供給の事業の一部を新たに簡易ガス事業として規制する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○宮澤内閣大臣 まず、ガス事業法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

家庭用エネルギーの需要は、逐年増加の一途をたどっておりますが、そのうちガスは国民の日常生活に不可欠なエネルギーとして今後とも一層その地位を高めていくものと考えられます。その過程において主要な供給源である都市ガス及び液化石油ガスはそれぞれその特性に応じた機能を果たしていくことが期待されます。

このうち、都市部において重要な役割を果たす都市ガス事業につきましては、近時、石炭から石油への原料転換等に伴い経済性の見地からガス発生設備等が高圧、大容量となりつつありますが、その反面において、事故発生防止への配慮が要請されてきております。

また、消費生活の向上に伴い各種のガス用品が広く普及するとともに、家庭構造も変化しており、このためガス用品による災害の防止が重要な課題となつてきております。

さらに、近年、新しい家庭用ガス体エネルギーの供給方式としていわゆる液化石油ガス等小規模導管供給事業が目まざましい普及を見せつつあります。これは、導管によりガスを供給するという点で、都市ガス事業と類似の性格を持っております

ので、消費者利益を確保するために、都市ガス事業と同様に公益事業規制を行なうとともに都市ガス事業との間に所要の調整を行なう必要があらります。

このように、ガス事業を取り巻く環境は最近大幅に変化しております。政府におきましても、このような情勢に対処すべく、ガス体燃料の供給体制のあり方についての総合エネルギー調査会の審議等を通じて検討を進めてまいりましたが、その結果、今般ガス事業法について所要の改正を行なうこととしたものであります。

次に、本法案の概要を御説明申し上げます。

第一は、一般ガス事業者に対する保安規制の強化であります。

すなわち、ガス発生設備、主要な導管等、一般ガス事業の遂行上必要なガス工作物について、工事計画の認可及び使用前検査の制度を設けるとともに、このうち一定のものは設置後も定期検査を行なうこととするほか、一般ガス事業者に対し保安規程の届け出の義務を課するなど、保安の確保と安定供給の達成等に万全を期することとしております。

第二は、ガス用品の取り締まりを行なうこととあります。

一般消費者等が使用する都市ガス用のガス用品について検定制及び製造事業者の登録制を採用し、指定検定機関または登録製造事業者が付した表示のないものは販売してはならないこととする。とともに、ガス事業者は一般消費者に対しガスの消費機器の設置及び使用に際して危険防止のための注意事項を周知させ、さらに一定の事項については調査を行なう義務を課する等の規制を行なうこととしております。

第三は、液化石油ガス等小規模導管供給事業に対する公益事業規制であります。

液化石油ガス等小規模導管供給事業のうち、供給の相手方の数が七十以上のものについて、新たにガス事業法の中で簡易ガス事業として公益事業規制を行なうこととし、通商産業局長は、一般ガス事業者が適切かつ確実なガスの供給計画を有する

る地域にかかる簡易ガス事業の許可を行なうに当たっては、通商産業局ごとに学識経験者により構成される地方ガス事業調整協議会の意見を聞いて、一般ガス事業との調整をはかることとしております。

さらに簡易ガス事業に対しては、技術基準適合義務等を内容とする保安規制のほか、料金の認可等、一般ガス事業に準じた規制を加えることとしております。

以上がこの法律案の提案理由及びその要旨でございます。

何とぞ、慎重御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○八田委員長 次に、海部俊樹君外七名提出の電気工事業の業務の適正化に関する法律案を議題とし、提案理由の説明を聴取いたします。海部俊樹君。

電気工事業の業務の適正化に関する法律案
電気工事業の業務の適正化に関する法律

目次

- 第一章 総則(第一条・第二条)
- 第二章 登録(第三条―第十八条)
- 第三章 業務(第十九条―第二十六条)
- 第四章 監督(第二十七条―第三十一条)
- 第五章 雑則(第三十二条―第三十五条)
- 第六章 罰則(第三十六条―第四十二条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、電気工事業を営む者の登録及びその業務の規制を行なうことにより、その業務の適正な実施を確保し、もつて一般用電気工作物の保安の確保に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「電気工事」とは、一般

用電気工作物（電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第六十六条第一項に規定する一般用電気工作物をいう。）を設置し、又は変更する工事をいう。ただし、家庭用電気機器器具の販売に附随して行なう工事及び電気工事士法（昭和三十五年法律第三十九号）第二条第二項ただし書の政令で定める軽微な工事を除く。

2 この法律において「電気工事業者」とは、電気工事を行なう事業をいう。

3 この法律において「電気工事業者」とは、第三条第一項又は第三項の登録を受けた者をいう。

4 この法律において「電気工事士」とは、電気工事士法第三条に規定する電気工事士をいう。

第二章 登録

(登録)

第三条 電気工事業者を営もうとする者は、二以上の都道府県の区域内に営業所を設置してその事業を営もうとするときは通商産業大臣の、一の都道府県の区域内にのみ営業所を設置してその事業を営もうとするときは当該営業所の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。

2 電気工事業者の登録の有効期間は、五年とする。

3 前項の有効期間の満了後引き続き電気工事業者を営もうとする者は、更新の登録を受けなければならない。

4 更新の登録の申請があつた場合において、第二項の有効期間の満了の日までにその申請に対する登録又は登録の拒否の処分がなされないときは、従前の登録は、同項の有効期間の満了後もその処分がなされるまでの間は、なおその効力を有する。

5 前項の場合において、更新の登録がなされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

(登録の申請)

第四条 前条第一項又は第三項の登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）は、次の事項を記載した登録申請書を通商産業大臣又は都道府県知事に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
二 営業所の名称及び所在の場所
三 法人にあつては、その役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）の氏名
四 第十九条第一項に規定する主任電気工事士の氏名（同条第二項の場合においては、その旨及び同項の規定に該当する者の氏名）及びその者が交付を受けた電気工事士免状の交付番号

2 前項の登録申請書には、登録申請者が第六条第一項第一号から第五号までに該当しない者であることを誓約する書面その他の通商産業省令で定める書類を添附しなければならない。

(登録の実施)

第五条 通商産業大臣及び都道府県知事は、前条の規定による登録申請書の提出があつたときは、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、遅滞なく、前条第一項各号に掲げる事項並びに登録の年月日及び登録番号を電気工事業者登録簿に登録しなければならない。

(登録の拒否)

第六条 通商産業大臣又は都道府県知事は、登録申請者が次の各号の一に該当する者であるとき、又は登録申請書若しくはその添附書類に重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 この法律、電気工事士法第三条又は電気用品取締法（昭和三十六年法律第二百三十四号）第二十八条第一項の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第二十八条第一項の規定により登録を取り消され、その処分があつた日から二年を経過しない者

三 電気工事業者であつて法人であるものが第二十八条第一項の規定により登録を取り消された場合において、その処分があつた日前三十日以内にその電気工事業者の役員であつた者でその処分のあつた日から二年を経過しないもの

四 第二十八条第一項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間中に電気工事業者を廃止した者であつてその停止の期間に相当する期間を経過しないもの

五 法人であつて、その役員のうち前四号の一に該当する者があるもの

六 営業所について第十九条に規定する要件を欠く者

2 通商産業大臣又は都道府県知事は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

(登録証の交付)

第七条 通商産業大臣又は都道府県知事は、第三条第一項又は第三項の登録をしたときは、登録証を交付する。

2 前項の登録証には、次の事項を記載しなければならない。

分があるまでの間も、同様とする。

2 前項に規定する者は、同項前段に規定する場合に該当して第三条第一項の都道府県知事の登録を受けたときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

3 都道府県知事の登録を受けた電気工事業者は、その登録を受けた後次の各号の一に該当して引き続き電気工事業者を営もうとする場合（次条第一項の規定により他の電気工事業者の地位を承継したことにより次の各号の一に該当して引き続き電気工事業者を営もうとする場合を除く。）において第三条第一項の通商産業大臣又は都道府県知事の登録を受けたときは、遅滞なく、その旨を従前の登録をした都道府県知事に届け出なければならない。

一 二以上の都道府県の区域内に営業所を有することとなつたとき
二 当該都道府県の区域内における営業所を廃止して、他の一の都道府県の区域内に営業所を設置することとなつたとき

(承継)

第九条 電気工事業者が当該登録に係る事業の全部を譲渡し、又は電気工事業者について相続若しくは合併があつたときは、その事業の全部を譲り受けた者又は相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者）若しくは合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人が第六条第一項第一号から第五号までの一に該当するときは、この限りでない。

2 前項の規定により電気工事業者の地位を承継した者は、次の各号の一に該当するときは、その承継に係る事業であつて第三条第一項若しくは

は第三項の都道府県知事の登録を受けたもの又は自ら同条第一項若しくは第三項の都道府県知事の登録を受けた事業について、その承継の時に同条第一項の通商産業大臣の登録を受けたものとみなす。

一 通商産業大臣の登録を受けた電気工事業者が都道府県知事の登録を受けた電気工事業者の地位を承継したとき。

二 都道府県知事の登録を受けた電気工事業者が通商産業大臣の登録を受けた電気工事業者の地位又は他の都道府県知事の登録を受けた電気工事業者の地位を承継したとき。

三 電気工事業者でない者が、同時に、通商産業大臣の登録を受けた電気工事業者の地位及び都道府県知事の登録を受けた電気工事業者の地位を承継したとき、又は都道府県知事の登録を受けた二以上の電気工事業者の地位を承継したとき（その登録をした都道府県知事が同一であるときを除く。）

3 第一項の規定により電気工事業者の地位を承継した者は、通商産業省令で定めるところにより、承継の日（相続の場合にあつては、その相続の開始があつたことを知つた日）から三十日以内に、その旨を通商産業大臣又は都道府県知事に届け出なければならぬ。

（変更の届出）

第十条 電気工事業者は、第四条第一項各号に掲げる事項に変更があつたときは、変更日のから三十日以内に、その旨をその登録をした通商産業大臣又は都道府県知事に届け出なければならぬ。

2 前項の場合において、登録証に記載された事項に変更があつた電気工事業者は、同項の規定による届出にその登録証を添えて提出し、その訂正を受けなければならない。

3 第四条第二項の規定は第一項の規定による届出に、第五条及び第六条の規定は同項の規定による届出があつた場合に準用する。

（廃止の届出）

第十一条 電気工事業者は、電気工事業を廃止したときは、廃止の日から三十日以内に、その旨をその登録をした通商産業大臣又は都道府県知事に届け出なければならぬ。

（登録証の再交付）

第十二条 電気工事業者は、登録証をよこし、損じ、又は失つたときは、その登録をした通商産業大臣又は都道府県知事に申請し、その再交付を受けることができる。

（登録の失効）

第十三条 都道府県知事の登録を受けた電気工事業者が第八条第三項に規定する場合において第三条第一項の通商産業大臣又は都道府県知事の登録を受けたときは、その者に係る従前の都道府県知事の登録は、その効力を失ふ。

2 電気工事業者が第九条第二項の規定により第三条第一項の通商産業大臣の登録を受けたものとみなされたときは、その者に係る従前の都道府県知事の登録は、その効力を失ふ。

3 電気工事業者が電気工事業を廃止したときは、その者に係る第三条第一項又は第三項の通商産業大臣又は都道府県知事の登録は、その効力を失ふ。

（登録の消除）

第十四条 通商産業大臣又は都道府県知事は、その登録を受けた電気工事業者の登録がその効力を失つたときは、その登録を消除しなければならない。

（登録証の返納）

第十五条 電気工事業者は、その登録が効力を失つたときは、その日から三十日以内に、その登録をした通商産業大臣又は都道府県知事にその登録証を返納しなければならない。

（電気工事業者登録簿の謄本の交付等）

第十六条 何人も、通商産業大臣又は都道府県知事に對し、その登録をした電気工事業者に關する電気工事業者登録簿の謄本の交付又は閲覧を請求することができる。

（登録の消除の場合における電気工事の措置）

第十七条 第十四条の規定により電気工事業者が登録を消除された場合においては、電気工事業者であつた者又はその一般承継人は、登録の消除前に締結された請負契約に係る電気工事を引き続いて施工することができる。この場合において、当該電気工事業者であつた者又はその一般承継人は、登録の消除の後、遅滞なく、その旨を当該電気工事の注文者に通知しなければならない。

2 通商産業大臣又は都道府県知事は、前項の規定にかかわらず、公益上必要があると認めるときは、当該電気工事の施工の差止めを命ずることができる。

3 第一項の規定による電気工事を引き続いて施工する者は、当該電気工事を完成する目的の範囲内においては、なお電気工事業者とみなす。

4 電気工事の注文者は、第一項の規定による通知を受けた日から三十日以内に限り、その電気工事の請負契約を解除することができる。

（省令への委任）

第十八条 この章に定めるもののほか、登録の手續、電気工事業者登録簿の様式その他登録に關する手續的事項については、通商産業省令で定める。

第三章 業務

（主任電気工事士の設置）

第十九条 電気工事業者は、その営業所ごとに、その業務に係る電気工事の作業を管理させるため、電気工事士法による電気工事士免状の交付を受けた後電気工事に關し三年以上の実務の経験を有する電気工事士であつて第六条第一項第一号から第四号までに当該しないものを、主任電気工事士として、置かなければならない。

2 前項の規定は、電気工事業者（法人である場合においては、その役員のうちいずれかの役員）が電気工事士法による電気工事士免状の交付を受けた後電気工事に關し三年以上の実務の経験を有する電気工事士であるときは、その者が自ら主としてその業務に従事する営業所については、適用しない。

3 電気工事業者は、次の各号に掲げる場合においては、当該営業所につき、当該各号の場合に該当することを知られた日から二週間以内に、第一項の規定による主任電気工事士の選任をしなければならない。

一 主任電気工事士が第六条第一項第一号から第四号までの一に該当するに至つたとき。

二 主任電気工事士が欠けるに至つたとき（前項の営業所について、第一項の規定が適用されるに至つた場合を含む。）

（主任電気工事士の職務等）

第二十条 主任電気工事士は、電気工事による危険及び障害が発生しないように電気工事の作業の管理の職務を誠実に履行しなければならない。

2 電気工事の作業に従事する者は、主任電気工事士がその職務を行なうため必要があると認めてする指示に従わなければならない。

（電気工事士でない者を電気工事の作業に従事させることの禁止）

第二十一条 電気工事業者は、その業務に關し、電気工事士でない者を電気工事の作業（電気工事士法第三条の通商産業省令で定める作業を除く。以下同じ。）に従事させてはならない。

（電気工事業者でない者に請け負わせることの禁止）

第二十二条 電気工事業者は、その請け負つた電気工事を電気工事業者でない者に請け負わせてはならない。

（電気用品の使用の制限）

第二十三条 電気工事業者は、電気用品取締法第二十五条第一項又は第二十六条の六第一項の表示が附されている電気用品でなければ、これを電気工事に使用してはならない。

2 電気用品取締法第二十七条ただし書の規定は、前項の場合に準用する。

(器具の備付け)

第二十四条 電気工事業者は、その営業所ごとに、絶縁抵抗計その他の通商産業省令で定める器具を備えなければならない。

(標識の掲示)

第二十五条 電気工事業者は、通商産業省令で定めるところにより、その営業所及び電気工事の施工場所ごとに、その見やすい場所に、氏名又は名称、登録番号その他の通商産業省令で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

(帳簿の備付け等)

第二十六条 電気工事業者は、通商産業省令で定めるところにより、その営業所ごとに帳簿を備え、その業務に關し通商産業省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

第四章 監督

(危険等防止命令)

第二十七条 通商産業大臣又は都道府県知事は、その登録を受けた電気工事業者が次の各号の一に該当するときは、当該電気工事業者に対し、電気工事による危険及び障害の発生を防止のための必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

一 電気工事業者が故意又は過失により電気工事を粗雑にしたために危険及び障害が発生したとき、又は発生するおそれが大であるとき。

二 第二十三条又は第二十四条の規定に違反して電気工事業を営んでいるとき。

2 都道府県知事は、他の都道府県知事の登録を受けた電気工事業者であつて当該都道府県の区域内において業務を行なうものが前項各号の一に該当する場合においては、当該電気工事業者に対し、当該都道府県の区域内における業務に關し、電気工事による危険及び障害の発生を防止のための必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

3 都道府県知事は、前項の規定による処分をし

たときは、遅滞なく、その旨を当該電気工事業者の登録をした都道府県知事に通知しなければならない。

(登録の取消し等)

第二十八条 通商産業大臣又は都道府県知事は、その登録を受けた電気工事業者が次の各号の一に該当するときは、その登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第六条第一項第一号、第三号又は第五号の規定に該当することとなつたとき。

二 第十条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

三 第十九条第三項、第二十一条又は第二十二条の規定に違反したとき。

四 前条第一項又は第二項の規定による命令に違反したとき。

五 不正の手段により第三条第一項又は第三項の登録を受けたとき。

2 通商産業大臣又は都道府県知事は、前項の規定による処分をしたときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を当該処分に係る者に通知しなければならない。

3 第十七条第一項の規定は、電気工事業者が第一項の規定により事業の停止を命ぜられた場合に準用する。

(報告及び検査)

第二十九条 通商産業大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、通商産業大臣にあつては電気工事業を営むすべての者について、都道府県知事はあつては当該都道府県の区域内で電気工事業を営む者(通商産業大臣の登録を受けた者を除く。)について、その業務に關し必要な報告を求め、又はその職員に営業所、電気工事の施工場所その他業務に關係のある場所に立ち入り、その業務に關係のある帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。ただし、個人の居住の用に供されている場所は、関係者の承諾

を得た場合でなければ、立ち入らせてはならない。

2 前項の規定により立入検査しようとする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(聴聞)

第三十条 通商産業大臣又は都道府県知事は、第二十八条第一項の規定による処分をしようとするときは、当該処分に係る者に対し、相当な期間をおいて予告をした上、公開による聴聞を行なわなければならない。

2 前項の予告においては、期日、場所及び事業の内容を示さなければならない。

3 聴聞に際しては、当該処分に係る者及び利害関係人に対し、当該事業について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(不服申立ての手續における聴聞)
第三十一条 この法律の規定による処分についての審査請求又は異議申立てに対する裁決又は決定(却下の裁決又は決定を除く。)は、前条の例により公開による聴聞をした後にしなければならない。

第五節 雑則
第三十二条 次の表の上欄に掲げる者は、それぞれ同表の下欄に掲げる金額の範囲内において政令で定める額の手料を納付しなければならない。

納付しなければならない者		金 額
一 第三条第一項の登録を受けようとする者	一件につき	八千円
二 第三条第三項の更新の登録を受けようとする者	一件につき	四千円
三 登録証の訂正又は再交付を受けようとする者	一件につき	四百円
四 電気工事業者登録簿の謄本の交付を請求しようとする者	一枚につき	百円
五 電気工事業者登録簿の閲覧を請求しようとする者	一回につき	百円

2 前項の手料は、通商産業大臣若しくは通商産業局長が行なう第三条第一項若しくは第三項の登録若しくは登録証の訂正若しくは再交付を受け又は通商産業大臣若しくは通商産業局長に対し電気工事業者登録簿の謄本の交付若しくは電気工事業者登録簿の閲覧を請求しようとする者の納付するものについては国庫の、その他の者の納付するものについては当該都道府県の収入とする。

(苦情の処理)
第三十三条 通商産業大臣又は都道府県知事は、その登録を受けた電気工事業者と注文者との間の電気工事に關して生じた苦情の処理のあつせん等に努めなければならない。

(建設業者に關する特例)
第三十四条 第二章及び第二十八条中登録の取消しに係る部分の規定は、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二条第三項に規定する建設業者には、適用しない。

2 前項に規定する者であつて電気工事業を営むものについては、同項に掲げる規定を除き、第三条第一項の通商産業大臣又は都道府県知事の

登録を受けた電気工事業者とみなしてこの法律の規定を適用する。

3 第一項に規定する者は、電気工事業を開始したときは、通商産業省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を通商産業大臣又は都道府県知事に届け出なければならぬ。その届出に係る事項について変更があつたとき、又は電気工事業を廃止したときも、同様とする。

4 電気工事業者が建設業法第二条第三項に規定する建設業者となつたときは、その者に係る第三項第一項又は第三項の通商産業大臣又は都道府県知事の登録は、その効力を失ふ。

(権限の委任)
第三十五条 この法律の規定により通商産業大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、通商産業局長に行なわせることができる。

第六章 罰則

(罰則)
第三十六条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第三条第一項又は第三項の登録を受けずに電気工事業を営んだ者

二 不正の手段により第三条第一項又は第三項の登録を受けた者

三 第二十八条第一項の規定による命令に違反した者

第三十七条 次の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役若しくは三万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第二十一条の規定に違反して電気工事の作業に従事させた者

二 第二十二條の規定に違反して電気工事業者でない者に請け負わせた者

第三十八条 第二十三条の規定に違反して電気用品を使用した者は、十万円以下の罰金に処する。

第三十九条 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 第十九条第三項の規定に違反して主任電気工事士の選任をしなかつた者

二 第二十四条の規定に違反して同条に規定する器具を備へなかつた者

第四十条 次の各号の一に該当する者は、二万円以下の罰金に処する。

一 第十条第一項又は第三十四条第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十七条第一項後段の規定(第二十八条第三項において準用する場合を含む)に違反して通知をしなかつた者

三 第二十九条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

四 第二十九条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第四十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十六条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第四十二条 次の各号の一に該当する者は、一万円以下の過料に処する。

一 第八条第二項若しくは第三項、第九条第三項又は第十一条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十五条の規定に違反して登録証を返納しなかつた者

三 第二十五条の規定に違反して標識を掲げない者

四 第二十六条の規定に違反して同条に規定する事項を記載せず、虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者

附則

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から

施行する。

(経過措置)
第二条 この法律の施行の際現に電気工事業を営んでゐる者(建設業法第二条第三項に規定する建設業者であつて電気工事業を営んでゐるものを除く)は、この法律の施行の日から三月間

は、第三条第一項の登録を受けなくても、引き続き電気工事業を営むことができる。その者がその期間内に同項の登録を申請をした場合において、登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も、同様とする。

2 前項の規定により電気工事業を営むことができる者に対するこの法律の規定の適用については、この法律の施行の日から三年間は、この法律の施行の際現にその者が設けている営業所に置かれてゐる電気工事士又は自らその業務を行なつてゐる電気工事士である者(法人である場合においては、その役員のうちいずれかの役員)であつて電気工事士法による電気工事士免状の交付を受けた後電気工事士に關し三年以上の実務の経験を有しないものは、その者が設けている営業所に置かれてゐる間又はその者がその業務を行なつてゐる間に限り、第十九条第一項又は第二項の実務の経験を有する電気工事士とみなす。

3 第十七条の規定は、第一項の規定により電気工事業を営むことができる者の登録が第六条の規定により拒否された場合に準用する。

第三条 この法律の施行の際現に建設業法第二条第三項に規定する建設業者であつて電気工事業を営んでゐるものについては、第三章の規定は、この法律の施行の日から三月間は、適用しない。

2 前項に規定する者であつてこの法律の施行の日から三月を経過する際現に電気工事業を営んでゐるものは、通商産業省令で定めるところにより、この法律の施行の日から三月を経過した日から三十日以内に、通商産業省令で定める事項を通商産業大臣又は都道府県知事に届け出なければならぬ。

3 前条第二項の規定は、第一項に規定する者に準用する。

(罰則)
第四十条 次の各号の一に該当する者は、二万円以下の罰金に処する。

一 附則第二条第三項において準用する第十七条第一項後段の規定に違反して通知をしなかつた者

二 前条第二項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をした者

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

理由
電気工事業を営む者の登録及びその業務の規制を行なうことにより、その業務の適正な実施を確保し、もつて一般用電気工作物の保安の確保に資する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○海部議員 電気工事業の業務の適正化に關する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

近年、国民生活の高度化によつて各種の電気用品が広く普及し、家庭の電気の使用が著しく増大するとともに、家庭構造の変化、屋内配線技術の革新等と相まつて、一般家庭等に設置される一般用電気工作物は、著しく複雑化、大型化してきております。これに伴ひまして、一般用電気工作物の保安の確保の必要性は、ますます高まつてゐるのであります。

現在、これらの一般用電気工作物に關する保安の確保をはかるための法的措置としては、電気用品取締法によつて配線材料等に関し必要な規制を行ない、電気工事士法によつてその設置の作

業に従事する者の資格及び義務を定めているほか、電気事業法においても保安上必要な規制を行なっております。

しかしながら、一般用電気工作物の設置者である一般国民は、通常、電気工事に関する専門的な知識に乏しく、その設置の工事を行なう電気工事士をみずから監督指導してその安全性の確保をはかることができないのが実情であり、また、電気工事士は通常電気工事業者の従業員としてその作業に従事しているため、電気工事業者の規制を行なっていない現行法の体系は、遺憾ながら一般用電気工作物の保安を確保するため十分であるとは言いがたい状態にあります。

したがって、一般用電気工作物による災害の発生の防止に万全を期するためには、一般国民から依頼を受けて電気工事士を使い、電気工事を行なう電気工事業者の責務を法律上明らかにする必要があるものであります。

ここに提出しました電気工事業者の業務の適正化に関する法律案は、このような最近の事態に対処して一般用電気工作物の保安の確保をはかることを目的としているものでありまして、このため電気工事業者を営む者の登録及び主任電気工事士の設置その他の業務の規制を行ない、電気工事業者を営む者の業務の適正な実施を確保しようとするものであります。

次に本法案の概要を御説明申し上げます。

第一は、電気工事業者を営む者の登録に関する規定であります。

すなわち、電気工事業者を営む者は、通商産業大臣または都道府県知事の登録を受けなければならぬこととし、何人も登録を受けずに電気工事業者を営むことを禁止したことであります。

第二は、電気工事業者の業務に関する規定であります。

電気工事業者は、その営業所ごとにその業務にかかる電気工事の作業を管理させるため、電気工事士免状の交付を受けた後、電気工事に関し三年以上の実務経験を有する等、その職務を遂行でき

る要件を備えた電気工事士を主任電気工事士として置かなければならぬこととするほか、電気工事士以外の者を電気工事の作業に従事させることの禁止、電気工事業者でない者に電気工事を請け負わせることの禁止、電気用品取締法による所定の表示が付されていない電気用品の使用の禁止、必要な器具の備えつけ、標識の掲示、帳簿の備えつけ等の規定を設けて、業務の適正な実施を確保することとしております。

第三は、苦情の処理のあつせん等の規定であります。

通商産業大臣または都道府県知事は、その登録を受けた電気工事業者と注文者との間の電気工事に関する生じた苦情の処理のあつせん等につとめなければならぬこととしております。

そのほか、危険等防止命令、登録の取り消し、報告の徴集、立ち入り検査等の監督、手数料、罰則等所定の規定を設けたことであります。

なお、建設業法の適用を受けている建設業者には、本法案の登録及び登録の取り消しにかかる部分の規定は適用しないこととするともに、その者が電気工事業者を営むときは、本法案の登録を受けた電気工事業者とみなして、本法案の業務、監督等の規定を適用することとしております。

以上がこの法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛同くださいますようお願いいたします。

○八田委員長 これにて提案理由の説明は終わりました。

而案に対する質疑は次回に譲ります。

○八田委員長 次に、私的独占の禁止及び公正取引に関する件並びに鉱業と一般公益との調整等に関する件について調査を進めます。

まず、公正取引委員会の業務概況について説明を求めます。谷村公正取引委員会委員長。

○谷村政府委員 私は、昨年の十一月十五日付を

もちまして、前委員長山田氏のあとを受けまして、公正取引委員会委員長に就任いたしました谷村でございます。当委員会にはいろいろと関係深く、御審議をいただくことも多くございまして、今後ともよろしく御指導、御鞭撻いただきたく存じます。

つきましては、昭和四十四年における公正取引委員会の業務の概略について、お手元に資料をお届けいたしました。そのうち主要な点について御説明申し上げます。

まず、わが国経済体制の変化に即応して、独占禁止政策を有効適切に推進し、そのあり方について広く有識者と意見を交換するとともに、その一その理解を求めるため昭和四十三年十一月に設置いたしました独占禁止懇話会は、昭和四十四年中において十四の会合を開催し、管理価格、独占禁止政策の当面する諸問題等につきまして審議いたしました。

次に、私的独占禁止法の施行に関する業務といたしましては、まず、国際契約などの届け出は千七百六十一件にのぼりましたが、企業合理化をはかるための技術導入契約が大部分を占めております。

会社の合併、営業譲り受けなどの届け出は、それぞれ九百八十件、四百三十三件となっており、その内訳は、中小規模の会社が、近代化、合理化をはかるために合併を行なうものが大部分を占めておりますが、大企業の合併も増加傾向を示しております。なお、このうち一件につきましては、私的独占禁止法第十五条の規定に違反する疑いがあるとして、審判開始決定を行ない、審判手続を経た後同意審決により処理いたしました。

再販価格維持契約制度につきましては、物価対策の見地から、昭和四十四年中には、医薬品、化粧品、家庭用石けん及び歯みがきにつきまして、リベート、現品添付等の実態を調査いたしました。今後とも引き続き指定商品の再検討を続けるとともに、個々の契約の内容につきましても、それが正当な行為の範囲を逸脱したり、また、一

般消費者の利益を不当に害することのないよう厳重に監視を続けていく所存であります。なお、昭和四十四年中における再販価格維持契約の成立届けは七社、十件、これを累計いたしますと、昭和四十四年十二月末現在、九十三社、百二十八件となっております。

私的独占禁止法に基づく共同行為につきましては、昭和四十四年中には、企業合理化のための共同行為として、合成染料など四品目について、いずれも実施期間の延長を認可いたしました。

不公正な取引方法に関する業務といたしましては、不当な歩積み・兩建て預金につきまして、その実態を把握するため、昭和四十四年五月末及び十一月末の二回にわたり、貸し出し先の中小企業者八千を対象にアンケート調査を実施いたしました。調査の結果によりますと、最近におきましては、拘束預金率は一〇％前後とほぼ横ばいの傾向を示しておりますが、まだ十分満足すべき状態ではないと認められますので、公正取引委員会といたしましては、大蔵省の行政指導と相まって今後さらにその改善を進めるようにとめてまいりたいと考えております。

私的独占禁止法違反被疑事件につきましては、昭和四十四年中に百七十四件につきまして審査を行ない、そのうち法的措置をとりましたものは、勧告二十三件、審決二十五件、うち四件は四十三年中に勧告したものであります。となっておりまして、消費物資の価格協定などがおもなものでございます。なお、家庭電器製品についての違法な再販価格維持行為等九件について審判を行ないました。

下請代金支払遅延等防止法の施行に関する業務といたしましては、昭和四十四年中に下請代金の支払い状況を中心に五千八百七十六の親事業所に對しまして調査を行ない、そのうち八件につきましては、法第七条の規定に基づく勧告を行ないました。ほか、二百二十六件につきましては、行政指導による事態の改善措置をとりました。また、手形期限の短縮を促進するため主要業種ごとに標準的

な手形期限を設け、関係団体の協力を得て、機会あるごとにその周知徹底をはかつております。

不当景品類及び不当表示防止法の施行に関する業務といしましては、同法第三条の規定に基づき、懸賞制限告示の改正をいたしましたほか、ルームクーラー業など四業種における景品類の提供に関する制限の告示を制定または改正し、また、第六条の規定に基づき、過大な景品類の提供十七件、不当表示五十三件につきまして排除命令を行ないました。そのほか、カラーテレビなど六業種、内訳は景品関係二件、表示関係四件であります。それにつきまして公正競争規約を認定いたしました。

また、同法の運用に資するため、消費者モニターを選定し、景品つき販売、不当表示等に関する意見を求め、これを公正取引委員会の行なう消費者行政に反映させるようにいたしました。

このほか、昭和四十四年中における経済美態の調査といしましては、管理価格調査、流通支配調査、巨大企業の市場行動調査及び集中度調査を行ないました。

最後に、昭和四十五年度の公正取引委員会の予算案でございますが、本国会にお願いいたしております公正取引委員会の予算は、総額五億七千七百五十八万二千円でございまして、昭和四十四年度と比較いたしまして一億百三十二万六千円の増額となっております。このうち、新庁舎新営に伴う移転等に必要経費が二千六百十三万六千円含まれております。そしてまた、事務局定員九名の増員に伴う経費、私的独占禁止法の施行経費、下請代金支払遅延等防止法の施行経費、不当景品類及び不当表示防止法の施行経費の増額がその内訳のおもなものとなっております。

今後、公正取引委員会の業務は一そう重要性を増すとともに、従来にも増して繁忙の度を加えるものと考えておりますが、皆さま方の御支援を頂まして重責を果たしてまいりたいと存じております。何とぞよろしく御指導、御鞭撻のほどをお願いいたします。

昭和四十五年三月十日印刷

い申し上げます。

○八田委員長 次に、土地調整委員会の事務処理の概要について説明を求めます。谷口土地調整委員会委員長。

○谷口政府委員 ただいまから、昭和四十四年中に行ないました所掌事務の処理の概要を、お手元に配付いたしてございまして土地調整委員会事務処理概要に基づきまして、かいつまんで御説明を申し上げます。

第一は、鉱区禁止地域の指定及び解除に関する事務でございますが、昭和四十四年中に当委員会が処理手続を進めましたものは十九件でございまして、いずれも鉱区禁止地域の指定請求事案でございまして、その解除の請求はありませんでした。その請求理由は、ダム関係のものが十五件で大部分を占めておりまして、その他は、水道水源、景観、温泉源、文化財等の保護に関するものであります。請求者別に見ますと、建設大臣八件、農林大臣、厚生大臣各一件、都道府県知事八件であります。請求面積は、最小のもので二百六十三ヘクタール、最大のものは十萬三千三百ヘクタールに及んでおります。これらの地域につきま

して具体的にその地形、地質、鉱床の状況その他各般の関係を調査、検討して決定をするわけでございまして、決定まで相当の時日要するものがあります。ことにダム関係につきましては、往々計画が未確定であるとか、あるいは用地取得または補償交渉等の推移に応じて措置を進めていかねばならない等の関係から、当委員会の処理手続を進めがたい場合もございまして、処理を完了したものは六件であります。その他の十三件は目下審議中でございます。

また、その指定に際しまして、通商産業局長に對して、鉱業権の取り消し等の勧告を行なった事案は四十四年中にはございせんでした。

第二は、異議の裁定であります。昭和四十四年中当委員会に係属した事案は九件で、これら事案は、鉱業法の規定による通商産業局長の処分に対するもの五件、砂利採取法の規定による県知事の処分に対するもの三件及び国有林野法の規定による営林署長の処分に対するもの一件であります。この九件の事案のうち、三件については、申請が不適法なものとして却下の決定をいたし、一件は、申請の取り下げがありました。他の五件については、目下審議中でございます。

第三は、土地収用等の不服審査等に関する意見の回答であります。昭和四十四年中に当委員会において処理手続を進めましたものは、二十六件で、いずれも建設大臣が意見を求めてきたものであります。

これら事案は、道路関係十四件、鉄道関係二件、合計十六件が交通関係で、そのほかに電力関係五件、住宅関係二件、河川関係三件となっております。その約半数は東京都と大阪府に集中いたしております。

これらの事案は、事業認定を不服とする三件を除きまして、他は、すべて収用委員会の収用裁決を不服とするものであります。

これら事案のうち、二十五件については回答済みであり、残りの一件について引き続き審査中であります。

その他の事務については、この際特に申し上げるものはありません。

以上をもちまして、はなはだ簡単でございまして、当委員会の昭和四十四年中の事務処理の概要を申し述べさせていただきます次第であります。

なお、所掌事務処理状況の報告書を目下準備中であり、近く所定の手続を経たお手元にお届けいたしたいと存じますので、何とぞよろしく御願い申し上げます。(拍手)

○八田委員長 次回は公報をもってお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時四十分散会

昭和四十五年三月十一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局